



平成 23 年 2 月 22 日

各 位

会 社 名 クラボウ（倉敷紡績株式会社）
代 表 者 取締役社長 井上 晶博
（コード番号 3106 東証第一部・大証第一部）
問合せ先 総務部長 本田 勝英
TEL 06-6266-5111（代表）

会 社 名 倉敷機械株式会社
代 表 者 取締役社長 藤川 明夫
（コード番号 6211 東証第二部・大証第二部）
問合せ先 総務部長 大庭 敬太郎
TEL 0258-35-3040

倉敷紡績株式会社による倉敷機械株式会社の 株式交換による完全子会社化に関するお知らせ

倉敷紡績株式会社（コード番号：3106、以下「クラボウ」といいます。）及び倉敷機械株式会社（コード番号：6211、以下「倉敷機械」といいます。）は、本日開催のクラボウ及び倉敷機械の取締役会において、クラボウを完全親会社とし、倉敷機械を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、本日、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本株式交換は、クラボウについては、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の決議による承認を受けないで行われる予定です。また、倉敷機械については、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づく略式株式交換の手続きにより、株主総会の決議による承認を受けないで行われます。

本株式交換の効力発生日（平成 23 年 5 月 3 日（予定））に先立ち、倉敷機械の株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）及び株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）において、平成 23 年 4 月 27 日付けで上場廃止（最終売買日は平成 23 年 4 月 26 日）となる予定です。

記

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

クラボウは、平成 22 年 12 月 21 日付の「当社子会社である倉敷機械株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載のとおり、倉敷機械の完全子会社化（以下「本完全子会社化」といいます。）を目指して、平成 22 年 12 月 22 日から平成 23 年 2 月 9 日まで、倉敷機械の発行する株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたしました。その結果、本日現在、クラボウは倉敷機械の株式 14,381,558 株（倉敷機械の発行済株式総数（平成 22 年 12 月 20 日現在）に占める保有割合で 89.88%、総株主等の議決権の数に占める議決権割合で 90.43%（注））を保有しております。

す。

クラボウは、明治 21 年に「有限責任 倉敷紡績所」として設立し、明治 22 年より岡山県倉敷市の倉敷本社工場において綿紡績の操業を開始いたしました。明治 26 年の商法施行により社名を「倉敷紡績株式会社」と改称し、我が国の戦前の紡績産業の勃興及び成長とともに発展いたしました。また、戦後復興期における紡績産業の飛躍的回復とともにクラボウも業績を拡大し、昭和 24 年には東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場いたしました。綿紡績を中心とした紡績産業が成熟した昭和 30 年代においては、さらなる発展を目指し事業の多角化を推進いたしました。現在、クラボウは主に繊維事業において、綿、合繊、羊毛、その他素材の繊維製品（糸、織物、編物及び二次製品）の製造・販売を行っております。また、クラボウ及びクラボウの子会社並びに関連会社からなるグループ（以下「クラボウグループ」といいます。）は、繊維事業の他にも、化成品事業、不動産活用事業、工作機械事業、エレクトロニクス事業、エンジニアリングをはじめとするその他事業において、製品の開発、生産及び販売からサービスの提供に至るまで、幅広い事業活動を展開するとともに、新たな市場や需要の開拓、技術力の向上及び販売網の拡大などで連携を図っております。

一方、倉敷機械は、クラボウの機械製造部門であった北越製作所が、昭和 24 年に企業再建整備法によってクラボウから分離し、クラボウの出資により倉敷機械工業株式会社（現倉敷機械株式会社）として設立されました。昭和 27 年に産業機械の製造・販売を開始して以来、昭和 35 年には現在の主力商品である工作機械の製造・販売を開始、昭和 60 年には CAD システム等の情報処理システムの製作・販売を開始するなど、クラボウグループの工作機械及び情報機器の専門会社として成長し、現在、東京証券取引所及び大阪証券取引所それぞれの市場第二部に上場しております。倉敷機械は、横中ぐりフライス盤など工作機械を主力とする一般機械事業をはじめ、CAD・CAM などの情報機器事業において市場から技術面で高い評価をいただいております。しかしながら、倉敷機械を取り巻く事業環境は、劇的かつ急速な変化を続けており、新興国企業との受注獲得競争が熾烈さを増しております。今後、成長市場でのグローバル競争に打ち勝っていくためには意思決定、戦略実行のスピードを上げ、事業及び収益構造の改革を行うことが早急に取り組むべき課題となっております。

このような情勢下、クラボウは、経営理念や企業文化を共有する両社が連携を深めることにより、クラボウグループが展開するエンジニアリング事業やエレクトロニクス事業などの諸事業においてシナジー効果の発揮が期待でき、倉敷機械においては、独自の経営資源では限界があった販売力、生産技術及び生産性の向上がクラボウグループとのコラボレーションにより可能となると考え、平成 22 年 8 月より、クラボウと倉敷機械はこの連携強化のため、さらには倉敷機械だけでなくクラボウグループ全体の企業価値の向上のための諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、クラボウが倉敷機械の議決権の 100% を取得することによって完全子会社化し、倉敷機械の主力事業である工作機械部門を含めたクラボウグループの全ての事業において、経営資源の統合による最適化を図ることが、両社の企業価値向上、ひいては、株主共同の利益の確保の最善の方策と判断いたしました。またこの連携強化は、「社会に対して新しい価値を提供する」というクラボウの経営理念にも繋がるものであります。

本完全子会社化による具体的なシナジー効果としては、まずクラボウグループにおいては、内外における再編の可能性を視野に入れることが可能となり、両社の顧客、従業員及び取引先などのステークホルダーに持続的な利益を提供できるものと考えます。またクラボウグループは、平成 22 年 4 月にスタートした 3 ヶ年の中期経営計画「総意・総力(SS)'12」において、「国内事業の再構築と海外市場への事業展開」を成長戦略の主要な柱とし、クラボウグループ全体の総意と総力をもって国内を中心とした既存事業における収益構造の再構築及び新規事業領域の開拓や新規事業の創出に取り組んでおりますが、本完全子会社化は、クラボウグループの経営資源の最適化を図り、繊維・非繊維事業を含めた事業ポート

フォリオの再構築を加速させるものと期待されます。

一方、倉敷機械においては、研究開発、設備投資等を大規模かつ効率的に行うことにより、安定した経営基盤の構築が可能となります。また、クラボウグループの資源を活用した製品開発力及び販売力の強化により、収益力向上を加速でき、クラボウグループが持つ国内外の販売・生産拠点の人材及び人脈、海外物流機能や輸出入業務のノウハウを共有化することにより、多様な顧客のニーズに柔軟に対応できるサービスの提供も可能となります。なお、倉敷機械は、平成 22 年 9 月に工作機械の製造・販売を担うアジアの拠点として、台湾子会社の設立を発表しておりますが、クラボウグループと連携をとることにより、中国を中心としたアジア地域への事業展開をスピードアップする方針であります。

このように、本完全子会社化は、クラボウグループ及び倉敷機械にとって、大きなシナジー効果を生むものと考えております。

なお、クラボウは、倉敷機械の完全子会社化後も、倉敷機械の従業員の雇用及び処遇につきましては維持継続する予定であり、また倉敷機械の自主性・独立性を尊重し、倉敷機械の事業の特性や運営、体制の優れた点を十分に活かした経営を念頭に置き、上記のようなさまざまなシナジー効果の早期実現に努めるとともに、クラボウグループ全体の利益の最大化に向け、クラボウグループ内の経営資源を適切に配分し、事業競争力の強化を図ってまいります。クラボウは、本株式交換後においても倉敷機械の役員体制を維持する意向ですが、本株式交換後における倉敷機械の現役員の地位の継続に関して、倉敷機械の現役員及び倉敷機械との間で、何らの合意もしておりません。

以上の経緯により、クラボウ及び倉敷機械は、本公開買付けの応募結果及びその他の状況を慎重に検討した結果、本日開催の両社取締役会において、平成 23 年 5 月 3 日を効力発生日とした本株式交換を行うことを決議し、本株式交換契約を締結いたしました。

(注) クラボウが保有する倉敷機械の株式に係る議決権の数 14,381 個が、倉敷機械の総株主等の議決権の数 15,903 個に占める割合として算出しております。また、倉敷機械の総株主等の議決権の数は、平成 22 年 12 月 20 日現在の発行済株式数 16,000,000 株から、同日現在倉敷機械が保有する自己株式 96,831 株を除いた 15,903,169 株に係る議決権の数としております。なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

| | |
|----------------|---------------------------|
| 取締役会決議日 (両社) | 平成 23 年 2 月 22 日 (火) |
| 株式交換契約締結日 (両社) | 平成 23 年 2 月 22 日 (火) |
| 最終売買日 (倉敷機械) | 平成 23 年 4 月 26 日 (火) (予定) |
| 上場廃止日 (倉敷機械) | 平成 23 年 4 月 27 日 (水) (予定) |
| 株式交換の効力発生日 | 平成 23 年 5 月 3 日 (火) (予定) |

(注) 本株式交換は、クラボウについては、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の決議による承認を受けないで行われる予定です。また、倉敷機械については、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づく略式株式交換の手続きにより株主総会の決議による承認を受けないで行われます。なお、今後、本株式交換の実行に支障をきたす重大な事由が生じた場合等には、両社間で協議のうえ、日程、手続、又は条件等を変更する場合があります。

(2) 本株式交換の方式

本株式交換は、クラボウを株式交換完全親会社とし、倉敷機械を株式交換完全子会社とする株式交換です。なお、本株式交換は、クラボウについては、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手

続きにより、株主総会の決議による承認を受けないで行われる予定です。また、倉敷機械については、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づく略式株式交換の手続きにより、株主総会の決議による承認を受けないで行われます。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

| 会社名 | クラブウ (株式交換完全親会社) | 倉敷機械 (株式交換完全子会社) |
|---------------------|----------------------|---------------------|
| 本株式交換に係る 割当ての内容 | 1 | 1.08 |
| 本株式交換により交付する 株式数 | 普通株式：1,747,917 株（予定） | |

(注1) 株式の割当比率

倉敷機械の普通株式 1 株に対して、クラブウの普通株式 1.08 株を割当交付します。但し、クラブウが保有する倉敷機械株式 14,381,558 株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

クラブウは、本株式交換に際して、本株式交換によりクラブウが倉敷機械の発行済株式（但し、クラブウが保有する倉敷機械の普通株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の倉敷機械の株主の皆様（但し、クラブウは除きます。）に対し、その保有する倉敷機械普通株式 1 株につき、クラブウ株式 1.08 株の割合をもって、クラブウ普通株式を割当交付する予定です。

また、倉敷機械は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する倉敷機械の取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全部を消却する予定です。なお、平成 22 年 12 月 20 日現在で倉敷機械が保有する自己株式は 96,831 株です。

また、クラブウは、保有する自己株式 1,747,917 株を本株式交換による株式の割当てに充当し、新株式の発行は行いません。本株式交換により割当交付する株式数については、倉敷機械による自己株式の消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、クラブウの単元未満株式（1,000 株未満の株式）を保有することとなる株主の皆様においては、クラブウの株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増制度（1 単元への買増し）

クラブウの単元未満株式を保有する株主の皆様が、会社法第 194 条第 1 項及び定款の定めに基づき、その保有する単元未満株式の数と合わせて 1 単元（1,000 株）となる数の株式をクラブウから買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取制度（1 単元未満株式の売却）

クラブウの単元未満株式を保有する株主の皆様が、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、クラブウに対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換により割当交付されるべきクラボウの株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、クラボウは、当該端数の割当交付を受けることとなる倉敷機械の株主の皆様については、会社法 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のクラボウの株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付します。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

倉敷機械は、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行しておらず、該当事項はございません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎

クラボウ及び倉敷機械は、本株式交換の株式交換比率を決定するにあたり、株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、クラボウ及び倉敷機械がそれぞれ別個に、クラボウ及び倉敷機械から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、クラボウは日興コーディアル証券株式会社（以下「日興コーディアル証券」といいます。）を、倉敷機械はみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定しました。

日興コーディアル証券は、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析したうえで、クラボウについては、クラボウが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（諸条件を勘案し、平成 23 年 2 月 21 日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における、算定基準日終値、平成 23 年 2 月 9 日（クラボウによる「平成 23 年 3 月期第 3 四半期決算短信」公表日の翌営業日）から算定基準日、平成 23 年 1 月 24 日から算定基準日までの直近 1 ヶ月間及び平成 22 年 11 月 22 日から算定基準日までの直近 3 ヶ月間の各取引日の終値平均値）を採用して株式交換比率の算定を行いました。

倉敷機械については、倉敷機械が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（諸条件を勘案し、平成 23 年 2 月 21 日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における、平成 22 年 12 月 24 日から算定基準日までの各取引日の株価終値の最高値及び最安値）を、また、それに加えて、倉敷機械には比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社比較法による株式価値の類推が可能であることから、類似上場会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して株式交換比率の算定を行いました。

クラボウ株式の一株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

| 採用手法 | 株式交換比率の算定結果 |
|-----------|-------------|
| 市場株価法 | 1.02～1.11 |
| 類似上場会社比較法 | 0.49～2.19 |
| DCF法 | 0.68～1.27 |

日興コーディアル証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また

株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で日興コーディアル証券に対して未開示の事実はないこと等の種々の前提を置いており、かつ両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、各資産及び各負債の個別分析を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としております。日興コーディアル証券の算定は平成 23 年 2 月 21 日までの情報と経済情勢を反映したものであります。なお、日興コーディアル証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

一方、みずほ証券は、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの事実、諸条件、結果等を分析したうえで、クラブウについては、クラブウが金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法（平成 23 年 2 月 21 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における、過去 1 週間、過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間及び過去 6 ヶ月間の各取引日の出来高加重平均値）を採用して株式交換比率の算定を行いました。

倉敷機械については、倉敷機械が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価基準法（平成 23 年 2 月 21 日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における、過去 1 週間、過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間及び過去 6 ヶ月間の各取引日の出来高加重平均値）を、また、それに加えて、倉敷機械には比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較法による株式価値の類推が可能であることから、類似企業比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するため DCF 法を採用して株式交換比率の算定を行いました。

みずほ証券が上記の DCF 法による算定において参照した倉敷機械の利益計画においては、足許の経済環境がきびしいこと及び将来における経済環境の回復による大幅な増益を見込んだ内容を前提としています。

クラブウ株式の一株当たりの株式価値を 1 とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

| 採用手法 | 株式交換比率の算定結果 |
|---------|-------------|
| 市場株価基準法 | 0.75～1.18 |
| 類似企業比較法 | 0.84～1.22 |
| DCF 法 | 0.92～1.25 |

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び公開情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等の種々の前提を置いており、かつクラブウ及び倉敷機械並びにその関係会社の個別の資産・負債について独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。またかかる算定において参照した倉敷機械の財務見通しについては、倉敷機械により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成 23 年 2 月 21 日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。なお、みずほ証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

DCF 法による算定の基礎として倉敷機械が日興コーディアル証券及びみずほ証券に提出した利益計画には、中盤以降での大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは、利益計画の前半は足許

の経済環境がきびしく、経済環境の回復には時間を要するとの見通しですが、中盤以降は経済環境の回復に伴い機械受注が増加し、前年度の営業赤字が黒字に転換する事業年度（平成 25 年 3 月期）が含まれていること等によるものです。また倉敷機械の利益計画の前半には大幅な増減益が生じる事業年度がありますが、これは取引先からの工作機械の出荷要請が計画より早まることで損益の期ずれが生じる事業年度（平成 23 年 3 月期及び平成 24 年 3 月期）が含まれることによるものであり、特異な要因を見込んでいるものではありません。

（2）算定の経緯

クラボウ及び倉敷機械は、それぞれ第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に慎重に検討し、また、本公開買付けの諸条件及び結果並びにクラボウ株式の市場株価水準その他の諸要因を勘案したうえで、倉敷機械の株式の評価については、本公開買付けに関するお知らせに記載のとおり、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として両社間で交渉・協議を重ねました。その結果、クラボウ及び倉敷機械は、上記 2.（3）「本株式交換に係る割当ての内容」の本株式交換における株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、上記 2.

（3）「本株式交換に係る割当ての内容」の株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、両社の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議のうえ変更することがあります。

（3）算定機関との関係

クラボウの第三者算定機関である日興コーディアル証券及び倉敷機械の第三者算定機関であるみずほ証券はいずれも、クラボウ及び倉敷機械から独立しており、クラボウ及び倉敷機械の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

（4）上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成 23 年 5 月 3 日（予定）をもって、クラボウは倉敷機械の完全親会社となり、倉敷機械はクラボウの完全子会社となります。完全子会社となる倉敷機械の株式は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の有価証券上場規程及び株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て、平成 23 年 4 月 27 日に上場廃止（最終売買日は平成 23 年 4 月 26 日）となる予定です。上場廃止後は、東京証券取引所及び大阪証券取引所において倉敷機械の株式を取引することができなくなります。なお、本株式交換は、上記 1 のとおり、倉敷機械をクラボウの完全子会社とすることによって、両社の企業価値の向上を図ることを目的とし、倉敷機械の普通株式の上場廃止を直接の目的とするものではありませんが、上記のとおり、結果として、倉敷機械の普通株式は上場廃止となる予定です。

倉敷機械の株式が上場廃止となった後も、本株式交換により倉敷機械の株主の皆様は割当てられるクラボウの株式は、東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、倉敷機械の株式を 926 株以上保有し、本株式交換によりクラボウの単元株式数である 1,000 株以上のクラボウの株式の割当てを受ける倉敷機械の株主の皆様に対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

もっとも、926 株未満の倉敷機械の株式を保有する倉敷機械株主には、本株式交換によりクラボウの単元株式数である 1,000 株に満たないクラボウの株式が割当てられます。これらの単元未満株式については、上記いずれの金融商品取引所市場においても売却することはできませんが、株主のご希望により、単元未満株式の買増制度又は単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細

細については、上記2.(3)(注3)をご参照ください。

また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じる場合の取り扱いの詳細については、上記2.(3)(注4)をご参照ください。

なお、倉敷機械の株主の皆様は、最終売買日である平成23年4月26日までは、東京証券取引所及び大阪証券取引所において、その所有する倉敷機械の株式の取引を従来どおりすることができます。

(5) 公正性を担保するための措置

クラボウは、本日現在すでに倉敷機械の発行済株式総数の89.88%を保有していることから、本株式交換に係る割当ての内容に関しては、その公正性・妥当性を確保するため、本株式交換の実施にあたり、上記3.(1)に記載のとおり、独立した第三者算定機関である日興コーディアル証券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果の提出を受けました。クラボウは、かかる算定結果を参考として、倉敷機械との間で検討・交渉・協議を行い、その結果、上記2.(3)に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを、本日開催の取締役会で決議いたしました。

一方、倉敷機械は、本株式交換の実施にあたり、上記3.(1)に記載のとおり、独立した第三者算定機関であるみずほ証券に株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果の提出を受けました。倉敷機械は、かかる算定結果を参考として、クラボウとの間で検討・交渉・協議を行い、その結果、上記2.(3)に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを、本日開催の取締役会で決議いたしました。

なお、クラボウ及び倉敷機械は、いずれも第三者算定機関から株式交換比率の公正性に関する意見書(いわゆるフェアネス・オピニオン)を取得していません。

(6) 利益相反を回避するための措置

クラボウは、本日現在倉敷機械の発行済株式総数の89.88%を保有しており、倉敷機械における利益相反を回避する観点から、倉敷機械は、以下の措置を講じております。

① 利害関係のない取締役及び監査役の審議による取締役会決議

クラボウの監査役を兼務する倉敷機械の上田睦治監査役及び稲岡進監査役は、利益相反の疑いを回避する観点から、本株式交換に関する全ての審議に参加しておらず、倉敷機械の立場においてクラボウとの協議・交渉に参加していません。平成23年2月22日開催の倉敷機械の取締役会においては、倉敷機械取締役の全員の賛成により、本株式交換を決議いたしました。また、クラボウの監査役を兼務する上田睦治監査役及び稲岡進監査役以外の倉敷機械監査役(三浦克彦常勤監査役)が当該取締役会に出席し、倉敷機械取締役会が上記決議をすることにつき異議がない旨の意見を述べています。

② 独立した法律事務所からの助言

倉敷機械は、意思決定過程における公正性を確保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、クラボウ及び倉敷機械から独立したリーガルアドバイザーとして桃尾・松尾・難波法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の過程、意思決定の方法その他の法的留意点に関して、必要な法的助言を得ております。

③ 支配株主との間に利害関係を有しないものによる、上場子会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

倉敷機械は、支配株主との間で利害関係を有しない桃尾・松尾・難波法律事務所より、本株式交換により倉敷機械がクラボウの完全子会社となる手続を行うことが、少数株主にとって不利

益なものとは言えないと認められる旨の意見を入手しております。

4. 本株式交換の当事会社の概要

| | 株式交換完全親会社 | 株式交換完全子会社 |
|----------------|---|---|
| (1) 名称 | 倉敷紡績株式会社 | 倉敷機械株式会社 |
| (2) 所在地 | 岡山県倉敷市本町7番1号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。) 大阪本社 大阪市中央区久太郎町二丁目4番31号 | 新潟県長岡市城岡一丁目2番1号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 取締役社長 井上 晶博 | 取締役社長 藤川 明夫 |
| (4) 事業内容 | 綿、羊毛、合繊その他各種繊維素材の糸、織物、編物及び二次製品の製造・販売 ポリウレタンフォーム、合成木材、無機建材、機能フィルム、精密ろ過関連製品及び高性能エンブラ製品の製造並びに販売等 | 一般機械事業、情報機器事業 |
| (5) 資本金 | 22,040 百万円 | 954 百万円 |
| (6) 設立年月日 | 明治21年3月9日 | 昭和24年8月31日 |
| (7) 発行済株式数 | 246,939,284 株 | 16,000,000 株 |
| (8) 決算期 | 3月31日 | 3月20日 |
| (9) 従業員数 | 5,268 名 (連結) | 238 名 (連結) |
| (10) 主要取引先 | 株式会社ユニクロ 新東亜交易株式会社 伊藤忠商事株式会社 | 株式会社山善 三井物産マシンテック株式会社 |
| (11) 主要取引銀行 | 株式会社三井住友銀行 株式会社みずほコーポレート銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社中国銀行 | 株式会社第四銀行 みずほ信託銀行株式会社 |
| (12) 大株主及び持株比率 | 日本生命保険相互会社 4.65% 株式会社三井住友銀行 4.52% 株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社) 4.52% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 4.16% 株式会社中国銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社) 2.94% | 倉敷紡績株式会社 48.75% 株式会社ナステック 7.01% 株式会社第四銀行 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) 4.84% みずほ信託銀行株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社) 2.72% 三井住友海上火災保険株式会社 1.36% |

| | | | | | | |
|---------------------------|---|-----------------|-----------------|---------------------|-----------------|-----------------|
| (13) 当事会社間の関係 | | | | | | |
| 資 本 関 係 | クラブウは、本日現在、倉敷機械株式を 14,381,558 株（倉敷機械の発行済株式総数 16,000,000 株に対する保有株式数の割合にして 89.88%（小数点以下第三位四捨五入））保有しております。 | | | | | |
| 人 的 関 係 | 倉敷機械監査役である上田睦治氏及び稲岡進氏がクラブウの監査役を兼務しております。 | | | | | |
| 取 引 関 係 | 該当事項はありません。 | | | | | |
| 関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況 | 倉敷機械は、クラブウの連結子会社であり、関連当事者に該当いたします。 | | | | | |
| (14) 最近3年間の経営成績及び財政状態（連結） | | | | | | |
| 決算期 | 倉敷紡績株式会社 (完全親会社) | | | 倉敷機械株式会社 (完全子会社) | | |
| | 平成 20 年 3 月期 | 平成 21 年 3 月期 | 平成 22 年 3 月期 | 平成 20 年 3 月期 | 平成 21 年 3 月期 | 平成 22 年 3 月期 |
| 純 資 産 | 94,311 | 74,695 | 82,416 | 4,024 | 4,669 | 4,723 |
| 総 資 産 | 199,630 | 168,927 | 170,697 | 10,945 | 10,782 | 8,777 |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円) | 388.41 | 305.29 | 337.79 | 252.58 | 293.30 | 296.84 |
| 売 上 高 | 165,538 | 158,118 | 134,262 | 7,392 | 8,070 | 4,832 |
| 営 業 利 益 | 4,683 | 1,884 | 1,865 | 1,352 | 1,369 | 410 |
| 経 常 利 益 | 3,734 | 1,786 | 2,059 | 1,219 | 1,268 | 316 |
| 当 期 純 利 益 | 3,594 | △6,775 | 5,471 | 692 | 749 | 155 |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円) | 15.68 | △29.56 | 23.88 | 43.44 | 47.03 | 9.79 |
| 1 株 当 たり 配 当 金 (円) | 7.00 | 5.00 | 5.00 | 5.00 | 5.00 | — |

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

（注）クラブウについては、平成 22 年 9 月 30 日現在。倉敷機械については、平成 22 年 9 月 20 日現在。

5. 本株式交換後の状況

| | | 株式交換完全親会社 |
|-----|-----------|---|
| (1) | 名 称 | 倉敷紡績株式会社 |
| (2) | 所 在 地 | 岡山県倉敷市本町7番1号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。) 大阪本社 大阪市中央区久太郎町二丁目4番31号 |
| (3) | 代表者の役職・氏名 | 取締役社長 井上 晶博 |
| (4) | 事 業 内 容 | 綿、羊毛、合繊その他各種繊維素材の糸、織物、編物及び二次製品の製造・販売 ポリウレタンフォーム、合成木材、無機建材、機能フィルム、精密ろ過関連製品 及び高性能エンブレ製品の製造並びに販売 等 |
| (5) | 資 本 金 | 22,040 百万円 |
| (6) | 決 算 期 | 3月31日 |
| (7) | 純 資 産 | 現時点では確定していません。 |
| (8) | 総 資 産 | 現時点では確定していません。 |

6. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下取引等のうち、クラブウによる倉敷機械少数株主との取引に該当する見込みです。なお、本株式交換により発生するのれんの金額に関しては、現時点では未定です。

7. 今後の見通し

本株式交換がクラブウの連結業績及び単体業績に与える影響については現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

8. 支配株主との取引等に関する事項

クラブウは倉敷機械の支配株主であり、本株式交換は、倉敷機械にとって、支配株主との取引等に該当いたします。

倉敷機械は、平成 23 年 2 月 3 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書にて示しましたとおり、クラブウから借入金を受けておりますが、事業上の制約はなく、またクラブウの取締役との兼務取締役がないことから、人的な関係による制約を受けておらず、親会社等からの独立性は維持されていると認識しております。

倉敷機械は、上記 3.(5) 及び (6) に記載のとおり、公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じたうえで、本株式交換の実施を決定しており、倉敷機械の意思決定における親会社等からの独立性は十分に確保されていると考えております。

また、倉敷機械は、平成 23 年 2 月 21 日に、支配株主との間で利害関係を有しない桃尾・松尾・難波法律事務所より、本株式交換の目的が倉敷機械の企業価値の向上の観点から検討されていること、本株式交換比率その他の本株式交換の諸条件に関して実質的な交渉が行われているほか本株式交換に係る交渉過程につき公正性に疑義を生じさせるような事実が見当たらないこと、本株式交換比率に関する判断を行うに当たり独立した第三者算定機関であるみずほ証券から株式交換比率算定書を取得するなど本株式交換に関する意見の決定過程は公正であること等を総合的に検討したうえで、本株式交換により倉敷機械がクラブウの完全子会社となる手続を行うことが、少数株主にとって不利益なものとは言えないと認められる旨の意見を入手しております。

以 上

(参考) 当期連結業績予想及び前期連結実績

クラボウ (平成 23 年 2 月 8 日公表分)

(単位：百万円)

| | 連結売上高 | 連結営業利益 | 連結経常利益 | 連結当期純利益 |
|--------------------------|---------|--------|--------|---------|
| 当期業績予想 (平成 23 年 3 月期) | 139,000 | 2,500 | 2,300 | 3,500 |
| 前期実績 (平成 22 年 3 月期) | 134,262 | 1,865 | 2,059 | 5,471 |

倉敷機械 (平成 23 年 1 月 26 日公表分)

(単位：百万円)

| | 連結売上高 | 連結営業利益 | 連結経常利益 | 連結当期純利益 |
|--------------------------|-------|--------|--------|---------|
| 当期業績予想 (平成 23 年 3 月期) | 4,200 | 100 | △ 50 | △ 30 |
| 前期実績 (平成 22 年 3 月期) | 4,832 | 410 | 316 | 155 |